

地域福祉専門部会の設置について

1 中央区保健医療福祉計画改定の進め方

平成29年(2017年)6月に改正された社会福祉法において、制度・分野ごとの縦割りや《支え手》《受け手》という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域課題を解決し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくとする「地域共生社会」の実現に向けた《我が事・丸ごと》の地域づくりおよび包括的な支援体制の整備、地域福祉推進のための計画の策定が各自治体に努力義務化されました。

これを踏まえ、本計画の改定にあたっては、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、同条で掲げている地域福祉の推進に関する事項について、区の現状や社会情勢を反映した具体的な取組施策を示すことが求められています。このことから、高齢者、障害者、子ども、保健医療などの各分野の推進については各々の個別計画で定めることとし、本計画においては、福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画に横串をさし、総合的かつ包括的な支援の提供を推進していくための施策を展開していく内容とする必要があります。

このため、各分野別計画では対応・網羅できない課題や今後重点的に取組むべき課題について専門的具体的な検討を行う専門部会を設置し、部会での検討内容を基に推進委員会において改定計画案の検討を進めるものとします。

2 地域福祉専門部会の設置

(1) 委員または専門委員

10名程度

※学識経験者のほか、民生・児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、NPO法人など各福祉分野において専門的な知識を有する者のうちから委員長が指名する。

(2) 検討事項

- 分野横断的に共通して取組むべき事項
- 包括的な支援体制の整備
- その他本区の現状や課題から優先的に取組むべき事項

(3) 開催回数

令和元年度 3回程度